

返還猶予または返還免除を受けることができる対象の福祉施設等

1. 神奈川県内及び東日本大震災における被災県(岩手県、宮城県、福島県)で以下の通知に定める施設、職種で業務に従事

- ・昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種もしくは別添 2 に定める職種または当該施設の長の業務

2. 全国の区域で以下の施設において業務に従事

- (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター
- (2) 国立児童自立支援施設 等